第 51 号

関 西 圏 大 学 非 常 勤 講 師 組 st

2017年5月14日発行

URL: http://www.hijokin.org email: sodan@hijokin.org 郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合]

非常勤の声

委員長:新屋敷 健 email: take0shin@gmail.com

〒542-0012 大阪市中央区谷町 7 丁目 1-39-102 大私教気付

- 1.龍谷大学、無期転換に向けて就業規則改正へ p.1
- 3. 立命館大学の授業担当講師制度に反対する p.2~3
- 5. 同志社、関大、甲南大学と定期交渉 p.3

- 2. 近畿大学が賃上げ p.2
- 4. 組合総会、開催 p.2~3
- 6. 関西学院大学の減ゴマで団体交渉 p.3~4

龍谷大学、無期転換に向けて 就業規則改正へ!!

①無期転換について。大学は3月の団交に おいて、2018 年度以降の無期転換権の行使 について夏期に集中審議を行い、就業規則を 改正することを明言した。この件に関して、組 合は、他大学でクーリングを強要する事例があ ったこと、また無期転換権を行使しないことを 条件に引き続き雇用するといった妨害行為が あったことを紹介し、そのようなことをしないよう 専任に周知徹底することを要求した。大学は 「法の理念を尊重し、法律に違反するようなこと はしない」と回答した。また、立命館の「授業担 当講師制度」のような新制度の導入は一切な い、労働条件にも変更はない、雇用上限年齢 は現行の 68 歳のままである(特例あり)と回答 した。ただ、カリキュラム改革などで従来担当し ていた科目が無くなる、またコマ数が減るとい った事態はありうることなので、これに対して組 合はどう対応するのかと質問されたので、それ については他学部も含めて類似科目が担当で きるように検討してもらいたい、場合によっては

団交を要求することもあると返答した。

- ②給与について。組合は大学のHPの決算情報をもとに、財政状況は良好であるように思えるので給与を引き上げよと要求したが、大学は「定員管理の厳格化に対応すべく、授業料の値上げに踏み切った。事業の廃止や固定資産の売却をおこなうなど財政改革の途上である。給与は他大学と比べて遜色はなく、引き上げについてはしばらく待っていただきたい。」と回答した。
- ③クォーター制について。導入の予定はない。課題として認識しているが、議論は進んでいない。
- ④私学共済加入について。本学では一コマ 90分でカウントし、14コマを超えると対象となる という認識である。
- ⑤メールボックスやロッカーの配置並びに 耐震対策について。耐震強度は以前よりは 改善されているが、再度検討する。

(文責 長澤)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(江尻) 月の午後 メール:sodan@hijokin.org(随時)

近畿大学が賃上げ!!

近畿大学は、今年度4月から非常勤給の各ランクの賃金をそれぞれ300円引き上げたと当組

合に連絡がありました。昨年9月の団体交渉で 要求していた賃上げに応えたものです。

立命館の授業担当講師制度に反対する

立命館大学は2016年4月から授業担当講師という新制度を導入し、今後、新規採用された人(実態は非常勤講師と同じ)に無期転換権はないとしました。当組合は、同制度の新設は労働契約法の脱法行為であると考え、新制度導入前から団交してきました(2015/9月、2016/3月と9月。16年の2回はGUと「ぼちぼち」との3者共同団交)。その後、文書で新制度導入についての「確認書及び要望書」を法人に提出し、回答を得ました。これら一連の経緯の中で以下のことが明らかになりました。

- ①契約更新に5年の上限を設けることの合理的 理由を説明できない。
- ②法人側は「授業担当講師制度は専任率を向上させる計画(教学の整備計画)の一環である」と説明してきたが、組合は、「従来の非常勤講師制度で対応できるはずである。5年上限の必要はない」と主張してきた。それに対して法人側は新制度導入の必要性を説明できなかった。
- ③「授業担当講師制度は、本来であれば非常勤講師として採用され、5年たてば無期転換権を行使できたはずの人たちからその希望を奪った。これは不利益変更である」との組合主張に対して、法人側は「観点の相違であり、不利益変更ではない」と繰り返す以外に明確な説

明ができなかった。

- ④「非常勤講師に対し無期転換権を行使できなくするには新制度導入以外にないと考えたのではないか」との組合主張に対して、法人側は「そのようなことはない」と言うばかりであったが、この新制度は、事実、無期転換権を奪うものである。
- ⑤「非常勤も授業担当講師も同じ仕事内容である。後者のみに不利益な契約を結ばせるのは差別であり、労働契約法違反ではないか」との組合主張に対して、法人側は「有期雇用者間の差異であるから、20条違反ではない。ほかの職種が5年上限なのでそれに合わせた。労働契約法が改正される以前から新制度導入について考えてきたから、脱法を意図したものではない。本人も同意してサインしたのであるから問題はない」と、ことの本質を避ける回答に終始してきた。

私たちは、この新制度は明らかに無期転換権 行使を妨害するための脱法行為であると考えて います。さらに期待権を最初からないものとする ための工作でもあると考えています。5 月には立 命控室でこの間の経緯を説明したチラシを配布 する予定です。誰もハッピーにならない制度を撤 回させるために皆さんのご協力をお願いします。

(文責 長澤)

組合総会、開催

3月27日にエルおおさかで組合総会が開催 されました。組合員らが多数参加しました。来賓 として関西私大教連の紅露書記長、首都圏組 合の松村委員長、関西単一労組阪大分会の加藤分会長からのあいさつがありました。その後、総会に参加した組合員の紹介と近況の交流が

おこなわれました。そして、昨年度の活動報告と 今年度の活動方針について江尻書記長から報 告があり、会計決算報告と今年度予算について 大嶋会計担当者から報告があり、すべてが賛成 多数で採択されました。また新執行委員 2 名を 含め 11 名の執行委員が選出されました。総会では、コマ配分の著しい不均衡についての対応について活発な議論が行われました。その後、近くの居酒屋で 15 名が参加し懇親会が行われました。 (文責・江尻)

同志社、関大、甲南の各大学と定期交渉

12月15日に同志社大学と定期交渉をおこないました。大学側の主な回答は以下の通りです。①非常勤講師の任期法への適用については、文科省が適用を認めている。②Aランクの賃上げについては大学財政が昨年赤字で余裕がないので無理である。③タクシー代は交通費の規定で支払わないことになっている。④健康診断について、事前申し込み制をなくせば、もっと受診者は増えるかもしれないが大腸がん検診をするためには事前に申し込んでもらわないとできなくなる。⑤社会保険の適用について、私学共済に現在10コマ以上担当している6人が加入している、と回答しました。

12月22日に関西大学と定期交渉をおこないました。大学側の主な回答は以下の通りです。①労働契約法18条による無期転換権について、どうするか現在も検討中。②厚労省が「同一労働同一賃金ガイドライン案」を出したの

は承知しているが昇給、賞与について、今すぐ どうかは言えない。③賃上げは予定していない が「勤務手当」は継続支給する。④私学共済の 加入要件は週10コマ以上である。現在はいな い。⑤外国語のコマの不公正な配分について は調査し回答する、と回答しました。

2月15日、甲南大学で定期団交が行われ、 機関紙の設置について進展が見られました。 現在は掲示板に貼ってあるだけですが、今後 は簡単な薄型の箱を下げて、そこに置けるよう になる予定です。また非常勤講師控室の飲み 物に関しても改善点がありました。今まではお 茶のみが提供され、コーヒーや紅茶は有志の 先生が持参してくれていましたが、これらも無 料となりました。これからも粘り強い交渉が必要 ということは言うまでもありません。

(文責・江尻・須摩)

関西学院大学の減ゴマで団体交渉

関西学院大学の法学部の英語の非常勤講師のAさんは 2015 年度以降、減ゴマされ続け、2017 年度も4コマから2コマに減ゴマされました。ゴマ減の理由について大学はAさんに説明しませんでした。

12月6日と1月25日に、この問題で2回の団体交渉がおこなわれました。大学側は、今回のコマ減は「チャレンジクラス」廃止によるもの説明しましたが、この廃止によるコマ減は全体で3コマにすぎず、Aさんだけが2コマ減になっていることが判明しました。

大学側は、この理由についてAさんは学生からのクレームが多いからと説明しました。2回目の団体交渉でも大学側はAさんの「授業評価」が悪いことを論拠に減ゴマは正当であると説明しました。組合はAさんの減ゴマの理由と学生からのクレームの具体的内容について文書で回答するよう要求しました。

3月6日に大学から文書回答がありました。 この回答でAさんの「授業評価」が全体の平 均レベルまでの改善が見られなければ次年 度、雇い止めもありうると組合への脅しとも とれる回答をしてきました。また、学生からのクレームの内容についても、組合が団体交渉を申し入れた後に団交対策のため専任教員がAさんの授業に不満を持っていた2人の学生を呼び出し聞き取りした内容であることが判明しました。その内容は第1回の団交で副学長が減ゴマの理由として挙げた内容と一致していることが判明しました。

2015 年度以降の減ゴマは専任教員による Aさんへのパワハラが原因であり、大学自身 が、このパワハラについてきちんと調査すべきです。また、「授業評価」は、授業改善のために実施しているものであり、これが平均以下だと雇い止めにするのは「授業評価」の本来の趣旨に反する不当なものです。これをAさんだけに適用するのは不当労働行為に当たると組合は考えます。組合は、2015年度以降に不当に減ゴマされたコマを次年度に元に回復させる内容の抗議書兼回答要求書を大学に送付する予定です。(文責・江尻)

愚痴っていても何も変わらない 自らの権利を主張しない者を守る法律はない **今すぐ非常勤組合にご加入を!**

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の 89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか?低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか?大学の授業の約 1/3 を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけではなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付:sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP http://www.hijokin.org/ の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031 江尻自宅)で申し込みの上、組合費 1 年分を郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に □組合員として加入します□賛助会員として加入します						
氏名		氏名のフリガナ				
住所(-)						
Tel Fax			Email			
専門分野		担当科目				
非常勤出講先(専任教員の方は専任校も)						

組合費: 10000 円/年(年収 150 万円未満の方は 4000 円/年) 賛助会費: 1口 1000 円/年(3 口以上の協力をお願いします)